

令和4年5月19日

学校法人高澤学園 すいどーばた美術学院  
理事長 笹岡敏明 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 増田悦子



### ご連絡

本協会からの令和4年3月8日付「申入書」に対し、貴学院から令和4年3月29日付でご回答の書面をいただきました。ご対応いただき、ありがとうございます。

貴学院からのご回答書面により、「一度納入した学費の返金はいたしません。また、移籍（転科）による差額の返金はできません。」との条項の削除、並びにクーリング・オフに関する事項及び中途解約に関する事項の規定について、確認いたしました。

今回の貴学院のご対応につきましては、本協会の申し入れに関し、誠実、真摯なご対応をしていただいたものと高く評価いたします。

本件の申し入れにつきましては、これで終了することとしたいと存じますが、本協会は、今後も本件契約の内容及び実際の運用等が法の趣旨に沿った適正なものであるかについて、関心をもって注視していく所存です。

なお、本書面ならびに貴学院からのご回答書面の内容を含めた本件の一連の経過について、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを念のため申し添えます。

本件連絡先

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5

グランドメゾン堀留101

公益社団法人全国消費生活相談員協会

消費者団体訴訟室

TEL：03-5614-0543

FAX：03-5614-0743